**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県新潟市江南区二本木二丁目二四〇〇番地、最後の住所新潟市江南区二本木四丁目九番一〇号　被相続人　亡　飯野　圖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月七日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号新虎ノ門実業会館八階長尾敏成法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松岡　直哉

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県高岡市内免四丁目四番、最後の住所富山県高岡市内免四丁目四番一七号

被相続人　亡　栗原　鷹志

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月七日

富山県高岡市野村七二四番地野村第一ビル二〇四号　相続財産管理人　山口　敏彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県伊豆の国市三福一三六番地一、最後の住所静岡県三島市一番町七番一六号

被相続人　亡　渡邊　勝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月七日

静岡県沼津市御幸町二〇番二号御幸ビル四階

相続財産管理人　弁護士　原田　健一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重県員弁郡東員町笹尾西一丁目二八番二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　谷　雄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月七日

三重県津市丸之内三四番五号

相続財産管理人　増井　正人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県仲多度郡まんのう町炭所西一四九〇番地、最後の住所大阪府豊中市上野東一丁目八番三〇一一〇号

被相続人　亡　兼平　忠明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月七日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階

相続財産管理人　井上　計雄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府河内長野市小山田町四五一番地、最後の住所神戸市東灘区深江北町三丁目六番一九号ＤＯＲＭ深江

被相続人　亡　佐伯幸次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月七日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館三階　かけはし法律事務所

相続財産管理人　伊藤　明子

**債権申出の公告（第三回）**

当確定給付企業年金は、平成二十三年九月三十日厚生労働大臣の承認により終了したので、当確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月七日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号

インフォコムグループ確定給付企業年金

清算人　山本　昌典

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年 12 月 7 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社プラステンインベストメント　②東京都知事(1)88001　③代表取締役　知久和彦　④東京都千代田区永田町二丁目14番３号赤坂東急ビル八階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区永田町二丁目14番３号赤坂東急ビル八階　株式会社プラステンインベストメント　代表取締役　知久和彦

①三竹産業株式会社　②東京都知事(4)07000　③代表取締役　足立奈津子　④東京都狛江市駒井町２―11―21　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都狛江市駒井町２―11―21　三竹産業株式会社　代表取締役　足立奈津子

①キャピタランド・リテール・マネージメント株式会社　②国土交通大臣(1)7945　③代表取締役　ケック・チーハウ　④東京都千代田区丸の内二丁目７番３号東京ビルディング21Ｆ　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市浜町二丁目２番７号ピビットスクエア２Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内二丁目７番３号東京ビルディング21Ｆ　キャピタランド・リテール・マネージメント株式会社　代表取締役　ケック・チーハウ

①城南建設株式会社　②国土交通大臣(3)6183　③代表取締役　岩堀和男　④神奈川県相模原市中央区富士見二丁目８番８号城南建設ビル　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市夏見台４―５―15　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見二丁目８番８号城南建設ビル　城南建設株式会社　代表取締役　岩堀和男

①エルム不動産　②福岡県知事(1)15552　③堤泰雅　④福岡県福岡市城南区田島５丁目12番15号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市城南区田島５丁目12番15号　堤泰雅

**宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 23 年 12 月 7 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

社団法人不動産保証協会

記

| 年番 | 度号 | 商号又は名称 | 免許証番号 | 主たる事務所の所在地 | 営業保証金相当額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平23不保929 | | 株式会社ホームワーク | 北海道知事石狩(3)6356 | 北海道札幌市清田区平岡公園東３―１―10 | 1000万円 |
| 平23不保930 | | 高周不動産 | 宮城県知事(2)5114 | 宮城県仙台市青葉区立町４―25―601 | 〃 |
| （代表者の）氏名 | | 代表取締役　間宮聡洋 | | | |
| | | 坂巻奈美恵 | | | |